

# 虐待防止のための指針

岡山訪問看護ステーション看護協会

My ステーション北長瀬看護協会

## 1. 事業所における基本的な考え方

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、高齢者および障害児者虐待の禁止、予防および早期発見を徹底する為、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務に当たることとする。

## 2. 虐待に該当する行為

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷や痛みを与える、又はその恐れのある暴力的行為を加えること。また正当な理由なく、身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

著しい暴言、威圧的態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をする、または利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭使用を理由なく制限すること。また財産を不当に処分したり、その他、本人から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

当事業所は、虐待防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という)を設置する。なお委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施する為の担当者」(以下「担当者」という)となる。委員会は定期的(三か月に一回を目安)、かつ必要に応じて開催し、協議事項は次のような内容とする。

- ・ 虐待防止のための職員研修に関すること
- ・ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・ 虐待予防・早期発見に向けた取組に関すること
- ・ 虐待が発生した場合の対応、ならびに原因分析、再発防止策に関すること

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は、基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

研修は年一回以上実施し、新規採用時には別途研修を実施する。

研修の内容については、研修資料、出席者を記録し、電磁的記録等に保存する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合、速やかに市区町村に報告するとともに、要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

利用者、利用者家族、職員等からの虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って速やかに対応する。家庭内における虐待は、外部から把握しにくいことを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。虐待が疑われる事例を把握した場合は担当者へ報告し、担当者は、迅速かつ適切に市区町村に報告しなければならない。

#### 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談を受けた職員は速やかに管理者に報告する。受付けた内容は個人情報への取扱いに留意し、相談者の不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。相談受付後の対応は、前項6. に拠るものとする。

#### 8. 利用者等に対する指針の閲覧

求めに応じて、いつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。また事業所ホームページにも公開し、利用者・家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則 この指針は、令和6年4月1日より施行する。